

# 介護報酬請求事務にかかる留意点について

平成25年3月15日

広島県国民健康保険団体連合会

## 目 次

---

---

請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表	1
介護保険審査増減単位数通知書	4
介護給付費等支払決定額通知書・介護給付費等支払決定額内訳書	6
介護給付費過誤決定通知書	7
介護給付費再審査決定通知書	8
介護職員処遇改善加算総額のお知らせ	9
主なエラー対応について	
ADDO、ADD1	10
AEFO、AEFA、AEFB	12
12PO	14
12PA	15
保留	16
返戻	17
広島県国保連合会ホームページについて	18

# 請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成24年5月審査分

平成24年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
①「被保険者氏名」 返戻（または保留）となった請求明細書等の被保険者番号に対する被保険者氏名が表示されます。		④「サービス種類」 返戻（または保留）となった請求明細書等のサービス種類が表示されます。		⑧「内容」 返戻（または保留）となった請求明細書等の返戻（または保留）の内容（事由）が表示されます。					
②「種別」 返戻（または保留）となったものの種別が表示されます。 「請」… 請求明細書（サービス計画費を除く） 「サ」… サービス計画費（ケアプラン料） 「給」… 給付管理票		⑤「サービス項目等」 返戻となった請求明細書のサービス項目コード等が表示されます。		⑨「備考」 返戻（または保留）となった請求明細書等の返戻（または保留）の内容（事由）を「介護保険審査チェックエラーコード」一覧表のコードで表示します。					
③「サービス提供年月」 返戻（または保留）となった請求明細書等のサービス提供年月が表示されます。		⑥「単位数（特定入所者介護費等）」 返戻（または保留）となった請求明細書等の単位数または特定入所者介護費が表示されます。		⑦「事由」 返戻（または保留）となった請求明細書等の事由に対する大まかな分類コードが表示されます。					

※ 種別 : サ…サービス計画費請求明細書、 請…請求明細書、 給…給付管理票

※ 備考の保留は、当月審査分において居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターから給付管理票の提出がないため、保留扱いとしたものである。

## 請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表の見方について

各事業所から請求等のあった「介護給付費請求明細書」及び「給付管理票」について、チェックを行いエラーとなったものを返戻（保留）としています。この一覧表は、この返戻（保留）となった「介護給付費明細書」及び「給付管理票」を各事業所へ通知するために作成しています。主なチェックは、次のとおりです。

- (1)必要箇所への入力（記入）漏れ、入力（記入）誤りがあるもの。
- (2)請求明細書等の請求額等に計算誤りがあるもの。
- (3)該当被保険者の資格に関する情報（受給者台帳）、該当事業所の届出情報等と突合して、一致しなかったもの。
- (4)請求明細書や給付管理票を重複して請求したもの、また、登録されていない給付管理票に対して「修正」の給付管理票が出されたもの。
- (5)その他、審査チェックでエラーとなったもの。

各項目の説明（前ページの①～⑨に対応しています。）

### ①「被保険者氏名」

請求明細書等に入力（記入）された「保険者番号」・「被保険者番号」と保険者が本会へ登録している“受給者台帳”とを突合し、“受給者台帳”に登録されている「被保険者氏名」を表示しています。そのため、「保険者番号」・「被保険者番号」のどちらかでも（両方でも）入力（記入）誤りがあると、請求していると思っていた被保険者と違う「被保険者氏名」が表示されます。また、“受給者台帳”に登録が無い場合は表示されません。再請求の場合は、「保険者番号」・「被保険者番号」を確認して提出してください。

### ②「種別」

返戻（保留）となったものの請求種別が表示されます。

「請」… 請求明細書（サービス計画費を除く）

「サ」… サービス計画費（ケアプラン料）

「給」… 給付管理票

返戻（保留）になっているものがどの種別かを必ず確認して、再提出（再提出の必要があるもの）して下さい。

### ③「サービス提供年月」

返戻（または保留）となった請求明細書等のサービス提供年月を表示しています。

請求年月ではありませんので、前月以前に提出した請求明細書が返戻されてこの帳票に表示される場合があります。

### ④「サービス種類」

返戻（または保留）となった請求明細書等のサービス種類をコードで表示します。

請求明細書・給付管理票1件に複数のサービスがあり、全てのサービスに該当するエラーがある場合は、全サービスコード分を表示します。その中の一部のサービスコード分のみがエラーとなった場合は、エラーとなったサービスコード分のみが表示となります。ただし、一部のサービスコード分の返戻（または保留）しか表示されていなくても、請求明細書・給付管理票は1件全部の返戻（または保留）となります。

サービス種類欄が空欄は給付管理票の「合計情報」（サービス計画の合計）です。

⑤「サービス項目等」

返戻となった請求明細書等のサービス項目等を表示します。

返戻となった請求明細書のうち明細情報と特定入所者介護サービス費情報のエラーにはサービス項目コード、特定診療費・特別療養費情報のエラーには識別番号が表示されます。

⑥「単位数（特定入所者介護費等）」

返戻（または保留）となった請求明細書等の単位数または特定入所者介護費等を表示します。

請求明細書・給付管理票1件に複数のサービスがあり、全てのサービスに該当するエラーがある場合は、全サービスコード分の単位数を表示します。その中の一部のサービスコード分のみがエラーとなった場合は、エラーとなったサービスコード分の単位数のみの表示となります。

また、特定入所者介護費等については、単位数ではなく、「費用額合計」の表示となります。

⑦「事由」

請求明細書等が返戻（または保留）となった事由をアルファベット1文字で表示します。

事由記号の内容

「A」…請求明細書等の基本的な項目に対する入力（記入）誤り、入力（記入）漏れ等で、審査処理で一次チェックエラーとなったもの

「B」…本会の審査システムに保険者が登録する“受給者台帳”や県が登録する“事業所台帳”と請求明細書等を突合し、不一致としてエラーとなったもの。また、当月以前に請求又は登録のあった請求明細書や給付管理票に対して、再度請求または登録しようとしてエラーとなったもの。登録の無い給付管理票に対して修正をしようとしてエラーとなったもの等、審査処理で資格チェックエラーとなったもの。

「C」…請求明細書に対する給付管理票との突合不一致のもの。

この場合、一覧表の備考欄に「保留」のものと「返戻」となるものがあります。

「E」…介護給付費審査委員会で返戻となったもの。

⑧「内容」

請求明細書等が返戻（または保留）となった原因の項目とコメントを表示します。

この欄を参照して請求明細書等の修正等をしてください。

⑨「備考」

請求明細書等が返戻となった原因を4文字のコード（アルファベットと数字の組合せ）で表示します。

4文字のコード又は「返戻」が表示されている場合は返戻です。

## 介護保険審査増減単位数通知書

事業所番号 9970000000

平成24年5月審査分

平成24年5月31日

事業所名 介護事業所

1 頁  
 ○○県国民健康保険団体連合会  
 ○○県介護給付費審査委員会

保険者番号	被保険者番号 被保険者氏名	サービス 提供年月	サービス 種類コード	サービス 項目コード	増減単位数	事由	内容	連絡事項
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     ①「保険者番号」「被保険者番号」、                      「被保険者氏名」                      減点(または増点)となった請求明細書等の保                      険者番号と被保険者番号に該当する受給者                      情報の被保険者氏名が表示されます。                 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     ④「増減単位数」                      減点(または増点)となった請求                      明細書等の単位数が表示されま                      す。                 </div>			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     ⑤「事由」                      減点(または増点)となった請求明細書等                      の減点(または増点)の事由がアルファベッ                      ト1文字の記号で表示されます。                      記号の内容は、表の右下にある「事由記号                      の内容」を参照してください。                 </div>			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     ②「サービス提供年月」                      減点(または増点)となった請求                      明細書等のサービス提供年月が                      表示されます。                 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     ⑥「内容」                      減点(または増点)となった請求明細書等の減点(または増点)                      内容が表示されます。                      上段に減点(または増点)の事由、下段に「確定単位数」(実際                      に支払される単位数)と「請求単位数」(請求明細書に記載され                      ている請求単位数)が表示されます。                 </div>						
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     ③「サービス種類コード」、「サービス項目コード」                      減点(または増点)となった請求明細書等の該当                      のサービスコードが表示されます。                 </div>								

○事由記号の内容

上限審査分		出来高分	
記号	内容	記号	内容
A	給付管理票に実績が記載されていないもの	C	適応と認められないもの
		D	過剰と認められるもの
		E	重複と認められるもの
B	給付管理票の実績を超えるもの	F	担当担当に反するもの
		G	前記の外、不適當、不必要と認められるもの

## 介護保険審査増減単位数通知書の見方について

この通知書は、各事業所から請求のあった「介護給付費請求明細書」について、国保連の審査により減点（または増点）となったものを一覧表に作成しているものです。

### ①「保険者番号」「被保険者番号」「被保険者氏名」

減点（または増点）となった請求明細書等の保険者番号、被保険者番号と被保険者番号に該当する被保険者氏名（カナ）が表示されます。

### ②「サービス提供年月」

減点（または増点）となった請求明細書等のサービス提供年月が表示されます。

### ③「サービス種類コード」「サービス項目コード」

減点（または増点）となった請求明細書等の該当のサービスコードが表示されます。

### ④「増減単位数」

減点（または増点）となった請求明細書等の減単位数（または増単位数）が表示されます。

### ⑤「事由」

減点（または増点）となった請求明細書等の減点（増点）の事由が表示されます。

事由記号の内容

「A」・・・居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターから提出された該当被保険者の給付管理票に、サービス事業所から請求された請求明細書のサービス実績（サービス計画）が入力（記入）されていないもの。

「B」・・・居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターから提出された該当被保険者の給付管理票について、サービスの実績（サービス計画）とサービス事業所から請求された請求明細書の単位数を比較して、請求明細書の請求単位数が多く請求されていたもの。

「C～G」・・・審査委員会の決定等により減点されたもの。

〒123-4567

〇〇県〇〇市1丁目1番1号

〇〇県国保連事業所

様

介護報酬、主治医意見書料の支払のある事業所の住所が表示されます。表示されている住所・事業所名が間違っている場合は、国保連会まで連絡してください。

介護給付費等支払決定額通知書

平成 25 年 2 月 審査分として下記金額を支払決定し  
右記銀行に送金しますので通知致します。

事業所番号	997000000
金額	1,000,000

介護保険銀行

本店

平成 25 年 3 月 28 日

〇〇県国民健康保険団体会社

事業所番号と月末に振込まれる金額、振込み銀行名が表示されます。

上記振込み金額の内訳が表示されます。

振込金額内訳

介護給付費支払額	1,000,000
主治医意見書作成料	0
消費税	0
認定調査委託料	0
消費税	0
介護予防・日常生活支援総合事業費支払額	0
介護給付費等合計	1,000,000

介護保険支払関連通知書は、伝送で請求している事業所に対して、請求月(審査月)の翌月15日の16時以降に伝送します。磁気媒体・紙帳票で請求をしている事業所に対しては、請求月(審査月)の翌月25日前後に郵送にてお知らせします。

なお、FAXシステム利用申込を提出している事業所は、請求月(審査月)の翌月18日以降から受信可能になります。

また、過誤や再審査がなければ、「介護給付費過誤決定通知書」「介護給付費再審査決定通知書」はありません。

国保連会→事業所 介護給付費等支払決定額内訳書

平成25年3月22日

事業所番号	事業所名	平成25年2月 審査分	1 頁
997000000	〇〇県国保連分課事業所		〇〇県国民健康保険団体会社

保険者番号 (公費負担者 番号)	サービス 提供年月	サービス 種類名	審査決定			金額 円	保険者(公費負担者) 負担金額 (特定入所者介護費等)	備考
			件数	日数 (回数) 日	単位数 単位			
「待機」「日数」「単位数」「金額」: 審査決定された件数、日数、単位数、金額が保険者、サービス提供年月、サービス種類ごとに表示されます。						「保険者(公費負担者)負担金額(特定入所者介護費等)」: 保険者、公費負担者から支払われる金額と、特定入所者介護費の補足給付分が表示されます。 単位数×90%の金額と一致しないものは、公費の支払額が含まれています。生活保護単独の場合は、負担者番号欄に表示されます。		
「審査決定額」: 行の合計が表示されます。						「過誤調整欄」: 介護給付費過誤決定通知書及び介護給付費再審査決定通知書の集計値が表示されます。		
「支払決定額」: 審査決定から過誤調整を差し引いた数値が表示されます。								
審査決定	介護サービス費	特定入所者介護費等						
過誤調整	介護サービス費	特定入所者介護費等						
支払決定	介護サービス費	特定入所者介護費等						

※1. 下段は特定入所者介護サービス費等です。  
 ※2. 特定入所者介護サービス費等の件数、日数は再掲です。  
 ※3. 単位数、金額(保険者(公費負担者)負担金額(特定入所者介護費等)の欄は介護報酬付と公費付の合計です(生活保護を除く)。  
 ※4. 過誤調整の内訳については、介護給付費過誤決定通知書、介護給付費再審査決定通知書に記載しています。







〒 123-4567

□□□県■市○○○-△△△

▲▲▲サービス△△△事業所  
介護 一郎 様

介護職員処遇改善加算総額のお知らせ

平成24年12月審査分の介護職員処遇改善加算の加算総額(保険給付分)は、右のとおりです。お知らせいたします。

事業所番号 9000000000

＜お知らせの内容について＞

加算総額 1,200,000

- このお知らせには、介護職員処遇改善加算の額(加算の単位数×単位数単価)を記載しています。
- 都道府県等へ年間の介護職員処遇改善の実績を報告する際に、本報票を参考にご覧ください。

平成25年 1月 4日  
○○○国民健康保険団体連合会

＜サービス種類別の介護職員処遇改善加算の金額＞

サービス種類	加算額	サービス種類	加算額
11 訪問介護	300,000	39 予防認知短期	0
12 訪問入浴	0	51 福祉施設	0
15 通所介護	300,000	52 老健施設	0
16 通所リハ	0	53 医療施設	0
21 短期生活	0	54 地域福祉施設	0
22 短期老健	0	61 予防訪問介護	300,000
23 短期医療	0	62 予防訪問入浴	0
24 予防短期生活	0	65 予防通所介護	300,000
25 予防短期老健	0	66 予防通所リハ	0
26 予防短期医療	0	71 夜間訪問介護	0
27 特定施設短期	0	72 認知症型通所	0
28 地域特定短期	0	73 小規模多機能	0
32 認知症型	0	74 予防認知通所	0
33 特定施設	0	75 予防多機能型	0
35 予防特定施設	0	76 定期巡回随時	0
36 地域特定施設	0	77 複合型	0
37 予防認知症型	0		
38 認知症型短期	0		
		合計	1,200,000

処遇改善の加算額の算出方法について

加算額は、請求明細書ごとに請求明細書に記載された「処遇改善加算のサービスコードのサービス単位数」と「単位数単価」を乗じた額です。

なお、1円未満の端数が生じたときには、切り捨てとなります。

注1 「処遇改善加算のサービスコードのサービス単位数」については、単位数の増減、給付管理票修正、再審査で査定された単位数は考慮されていません。

注2 取下過誤については、原審時の処遇改善加算額がマイナスで計上されています。

注3 利用者が負担した金額や社会福祉法人軽減事業で事業所が負担した額も含まれます。

(例) サービス種類11：訪問介護で、訪問介護処遇改善加算Ⅰの請求をしたが、査定となった場合

【原審】

給付管理票	請求明細書(集計情報)
計画単位数(訪問介護) 500単位	③単位数合計 1,040単位
	④単位数単価 10
	⑤保険給付率 90%
	⑥保険請求額 9,360円
	⑦利用者負担額 1,040円

請求明細書(明細書情報)

①本体報酬 1,000単位
②訪問介護処遇改善加算Ⅰ 40単位

査定

【原審(査定後)】

給付管理票	請求明細書(集計情報)
計画単位数(訪問介護) 500単位	③単位数合計 520単位
	④単位数単価 10
	⑤保険給付率 90%
	⑥保険請求額 4,680円
	⑦利用者負担額 520円

請求明細書(明細書情報)

①本体報酬 1,000単位
②訪問介護処遇改善加算Ⅰ 40単位

査定

＜処遇改善の加算額＞  
②×④＝40×10.00＝400円

査定された場合でも  
明細の40単位のまま計算する。

# 主なエラー対応について

「備考」欄 エラーコード=ADD0・ADD1

## 請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成25年2月審査分

平成25年3月1日


事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこ 知	給	H25.1	21		5,675	A	対象年月：無効もしくはサービス台帳に未登録	ADD1
990000 △△市	0000000001 かこ 知	給	H25.1	21		5,675	A	サービス事業所番号：無効もしくはサービス台帳に未登録	ADD1
990000 △△市	0000000001 かこ 知	給	H25.1	21		5,675	A	サービス種類：無効もしくはサービス台帳に未登録	ADD1

- 内容・
- ①ADD0 サービス事業所番号：無効もしくは事業所基本台帳に未登録  
対象年月：無効もしくは事業所基本台帳に未登録
  - ②ADD1 サービスコード（サービス種類）：無効もしくはサービス台帳に未登録  
サービス事業所番号（支援事業所）：無効もしくはサービス台帳に未登録

 **ポイント！ 事業所台帳、事業所基本台帳、サービス台帳**  
 国保連では以下のような事業所の情報を登録しています。  
 事業所基本台帳・・・事業所番号、指定／基準該当等区分コード等を登録  
 サービス台帳・・・事業所のサービス種類ごとの届出情報等を登録  
 事業所基本台帳とサービス台帳を総称して**事業所台帳**と呼びます。

- 原因・
- ADD0については、給付管理票作成時にサービス事業所の番号を誤って入力（記入）した為、国保連で登録している事業所台帳に該当するものがないか、または、サービス事業所の番号が変更になっているのに前の番号を入力（記入）した等の場合にエラーになります。
  - その他、請求明細書等を提出した事業所が、自事業所の番号を間違えた場合にエラーとなります。
  - ADD1については、ADD0と同様入力（記入）誤り等でエラーになったものですが、入力（記入）した事業所は事業所台帳に登録されているが取り扱っているサービス（訪問介護・訪問看護等）が違うことでエラーになったものです。
- 対応・
- サービス事業所番号の入力（記入）に誤りがないか、番号が変更になっていないかなどを確認し、誤りがあれば修正して再提出します。
  - 誤りが無い場合は、広島県あるいは市町が国保連へ事業所情報を登録する際の誤りや登録忘れ、又は事業所が申請の際にサービス種類の記入誤り等の可能性がありますので、広島県または市町へ照会して下さい。

「備考」欄 エラーコード=ADD1となる給付管理票の例 (この給付管理票を提出すると前ページの「請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表」が国保連から送付されます。)

様式第十一

給付管理票 (平成25年1月分)

保険者番号										保険者名									
あ t		9	9	0	0	0	0	0	0	△△市									
被保険者番号										被保険者氏名									
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	フリガナ		かご 知							
										介護 太郎									
生年月日					性別					要支援・要介護状態区分									
明・大・昭 5年5月5日					男・女					要支援1・2 要介護1・②・3・4・5									
居宅サービス・介護予防サービス 支給限度基準額										限度額適用期間									
19480 単位/月										平成 24年1月					平成 25年12月				

作成区分														
① 居宅介護支援事業者作成 2. 被保険者自己作成 3. 介護予防支援事業者作成														
居宅介護/介護予防 支援事業所番号					9 9 7 0 0 0 0 0 0 0									
担当介護支援専門員番号					9 9 0 0 0 0 0 0 1									
居宅介護/介護予防 支援事業者の事業所名					□□介護事業所									
支援事業者の 事業所所在地及び連絡先					△△県△△市△△町1-2-3									
委託 した場合		委託先の支援事業所番号												
		介護支援専門員番号												

**エラーの原因と対応**

原因・・・  
3行目の「サービス事業者の事業所名」と「事業所番号」に「C事業所」と入力(記入)するべきであったが、誤って「B事業所」と入力(記入)したため、ADD1エラーとなっています。

対応・・・  
3行目のサービス事業所を「C事業所」と修正して再提出してください。

居宅サービス・介護予防サービス																		
サービス事業者の 事業所名	事業所番号 (県番号-事業所番号)										指定/基準該当/ 地域密着型 サービス識別	サービス 種類名	サービス 種類コード	給付計画単位数				
A事業所	4	8	7	0	0	0	0	0	0	1	指定・基準該当・ 地域密着	訪問介護	1	1	2	3	1	0
B事業所	4	8	7	0	0	0	0	0	0	2	指定・基準該当・ 地域密着	通所介護	1	5	1	7	4	8
B事業所	4	8	7	0	0	0	0	0	0	2	指定・基準該当・ 地域密着	短期入所生活介護	2	1	5	6	7	5
											指定・基準該当・ 地域密着							
											指定・基準該当・ 地域密着							

誤：B事業所  
正：C事業所

国保連は、給付管理票に入力(記入)されている事業所番号が、事業所台帳(国保連に登録してある事業所の情報)に該当するか点検します。該当する事業所がない場合ADD0エラーとなります。

**事業所台帳**  
(国保連に登録してある事業所の情報)

事業所名	事業所番号	サービス種類コード
A事業所	487000001	11 訪問介護
B事業所	487000002	15 通所介護
C事業所	487000003	21 短期入所生活介護

国保連は、給付管理票に入力(記入)されているサービスが事業所台帳のサービス種類コードに該当するか点検します。該当する事業所がない場合ADD1エラーとなります。

←→ 突合を行う箇所  
←..... 国保連が点検時に見る箇所

「備考」欄 エラーコード=AEFO・AEFA・AEFB

## 請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成25年2月審査分

平成25年3月1日

事業所（保険者）名 介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 A市	0000000001 かご 知	請	H24.8	17	1001	700	B	日数回数：明細が受給可能日数超過	AEFB
990000 A市	0000000001 かご 知	請	H24.8	17	1003	1,300	B	日数回数：明細が受給可能日数超過	AEFB
990000 A市	0000000001 かご 知	請	H24.8	17		2,000	B	サービス実日数：市町村認定の利用可能日数超過	AEFO



## ポイント！ 受給者台帳

国保連には以下のような受給者の情報を登録しています。

受給者台帳 ・ 被保険者番号、氏名、生年月日、性別、要介護状態区分、認定有効期間、  
居宅サービス計画作成区分・作成事業所番号等を登録

内容・ ・ ①AEFO サービス実日数、日数回数：市町村認定の利用可能日数超過  
②AEFA 日数回数：集計値がサービス実日数超過  
③AEFB 日数回数：明細が受給可能日数超過

原因・ ・ ①AEFO 利用者が月の途中で要介護の認定を受けた場合や、月の途中で資格を喪失した場合、利用者の当該月でのサービスを受けられる日数より、請求されたサービス日数が多い時エラーとなります。

②AEFA 「介護給付費請求明細書」の中で、明細情報（給付費明細欄）の日数・回数を集計した値が集計情報（請求額集計欄）のサービス実日数より大きい場合にエラーとなります。

③AEFB 「AEFO」と同じエラーですが、このエラーはサービスコード“17”「福祉用具貸与」又は“67”「予防福祉用具貸与」の場合だけです。

対応・ ・ AEFO・AEFBについては、利用者の受給者証等で認定日、喪失日を確認して下さい。喪失日については、転居等で、保険者が変更になっていることがあります。また、保険者が喪失日を間違えていることもありますので、利用者を確認すると共に、必要があれば保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）へも照会して下さい。

AEFAについては、「介護給付費請求明細書」明細欄の日数・回数、集計欄のサービス実日数を確認して下さい。

「備考」欄 エラーコード=AEF0、AEFBとなる請求明細書の例（この請求明細書を提出すると前ページの「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」が国保連から送付されます。）

被保険者	被保険者番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1
	(フリガナ)	かご 知
	氏名	介護 太郎

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要
車いす貸与	1 7 1 0 0 1		3 0	7 0 0			11111-11111
特殊寝台貸与	1 7 1 0 0 3		3 0	1 3 0 0			33333-33333

①サービス種類コード	1 7
②給付	
③サービス実日数	3 0 日
④計画単位数	2 0 0 0
⑤限度額管理対象単位数	2 0 0 0
⑥限度額管理対象外単位数	0
⑦給付単位数 (④⑤のうち少ない数) + ⑥	2 0 0 0
⑧公費分単位数	
⑨単位数単価	1 0 0 0 円/単位
⑩保険請求額	1 8 0 0 0
⑪利用者負担額	2 0 0 0
⑫公費請求額	
⑬公費分本人負担	

**受給者台帳**  
(国保連に登録してある受給者の情報)

保険者番号	被保険者番号	被保険者名	資格喪失日
990000	0000000001	かご 知	20120826

※かご 知は8月26日にA市の介護保険資格を喪失  
8月は、8月1日～8月25日までの25日間サービスを受けられる

国保連は、登録してある受給者情報の内容を確認し、利用者がサービスを受けられる日数「25日」より、請求されたサービス日数「30日」の方が多いため、AEF0エラーとなります。

**エラーの原因と対応**

原因・  
利用者が月の途中で転居し、A市の介護保険資格を喪失したが、30日分請求したため、AEFB・AEF0エラーとなっています。

対応・  
「回数」と「サービス実日数」を“25日”と修正して再請求してください。残りの5日分は転居後の保険者番号・被保険者番号で請求してください。

←→ 突合を行う箇所  
←..... 国保連が点検時に見る箇所

「備考」欄 エラーコード=12P0

## 請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

平成25年2月審査分

平成25年3月1日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001	請	H25.1	17		1,000	B	証記載保険者番号：市町村の認定情報が未登録（受給者情報）	12P0
990000 △△市	0000000001	請	H25.1	17		1,000	B	被保険者番号：市町村の認定情報が未登録（受給者情報）	12P0
								1つの給付管理票につき証記載保険者番号と 被保険者番号のエラーがセットで出力されます。	

内容・・証記載保険者番号、被保険者番号：市町村の認定情報が未登録

原因・・給付管理票や請求明細書に入力（記入）している保険者番号・被保険者番号と、国保連へ登録してある保険者番号・被保険者番号を突合し、該当する被保険者がいない場合にこのエラーとなり、主な原因として次のことがあります。

- ① 給付管理票や請求明細書の保険者番号・被保険者番号の入力（記入）誤りがある場合。
- ② 国保連に登録してある受給者情報に登録漏れや、誤りがある場合。

対応・・給付管理票や請求明細書に入力（記入）した保険者番号・被保険者番号に誤りがないか確認（被保険者証からの転記誤り等も確認）し、①の場合は、正しい番号に修正して再提出します。

入力（記入）内容に誤りがなければ、該当の保険者（市町または福祉事務所の介護保険担当係）に照会します。照会の結果②の場合は、保険者が国保連へ利用者の登録または修正を行った後に、同一内容の請求明細書等を再提出します。

※ 給付管理票や請求明細書の保険者番号・被保険者番号の入力（記入）が誤っている場合で、その誤った番号で該当者がいれば、被保険者氏名欄に別人の氏名があがることがあります。



「備考」欄 エラーコード=12PA

## 請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成25年2月審査分

平成25年3月1日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこ 知	請	H25.1	11		15,869	B	証記載保険者番号：市町村の認定変更が未決定	12PA
990000 △△市	0000000001 かこ 知	請	H25.1	11		15,869	B	被保険者番号：市町村の認定変更が未決定	12PA
								1つの請求明細書につき証記載保険者番号と被保険者番号のエラーがセットで出力されます。	

### 内容・証記載保険者番号、被保険者番号：市町村の認定変更が未決定

原因・国保連に登録されている最新の受給者情報の中で、要介護認定について「変更申請中」（更新申請中も含む）となっている被保険者の給付管理票や請求明細書が提出された場合に発生します。原因は下記の場合と考えられます。

- ① 国保連に登録されている情報に登録漏れや誤りがある場合。
- ② 保険者から国保連への受給者情報の登録期限（通常は前月末迄の異動情報を当月の4日迄に提出）と、事業者の請求書提出期限（通常は10日）に期日のズレがあるため、事業者は当月の請求迄に変更申請が確定（却下を含む）されていることを確認して請求明細書等を提出しても、エラーとなり返戻されることがあります。（この登録期限と請求書提出期限のズレによるエラーについては「12PA」だけでなく、受給者台帳とのマッチング（突合）によるエラー全般に該当します。）
- ③ 単に変更申請中であることを忘れていて請求した場合。
- ④ 平成17年10月サービス分以降については、従来からの「要介護認定」の変更申請に加え、「特定入所者」にかかる申請又は変更申請を行うようになりました。このため、「要介護認定」「特定入所者」のどちらか一方でも申請中であればエラーとなります。

対応・①②④については該当の保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）に照会します。変更申請（または更新申請）が確定（却下を含む）し、受給者情報に登録したことを確認の上再提出します。

③については変更申請確定後、再提出します。

保険者が変更申請（または更新申請）を受け付けてから確定するまで約30日かかります。この日数を考慮に入れて請求してください。また再提出時の注意点として、変更申請により要介護度が変更になっている場合がありますので、正しい要介護度で作成した請求明細書や給付管理票で提出するようにして下さい。

「備考」欄 エラーコード=保留

## 請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

平成25年2月審査分

平成25年3月1日

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこ 知	請	H25.1	15		10,043	C	支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必要	保留

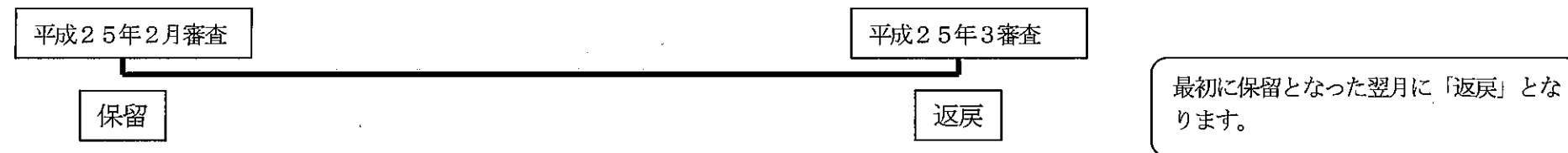
内容・・支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必要  
サービス計画費に対応した給付管理票の提出が必要（支援事業所のサービス計画費の場合）

原因・・①保留 利用者の請求明細書は提出しているが、サービス計画をまとめた給付管理票の提出がない場合または給付管理票が返戻となっている場合に、このエラーとなります。給付管理票、請求明細書共に提出は1月単位ですので、同月の給付管理票の提出が無い場合です。  
国保連では、通常1ヶ月間請求情報を保留するようにしています。保留されている期間中に、該当の給付管理票が提出されれば、提出された審査年月で保留となっていた請求明細書の支払が行われます。

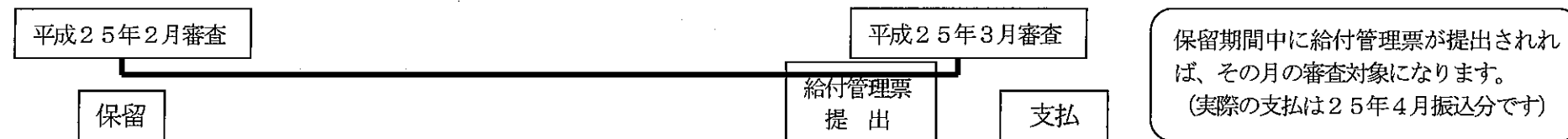
②返戻 保留期間内に給付管理票が提出されなければ請求明細書は返戻となります。この場合、備考欄には“返戻”と表示されます。

対応・・①該当利用者の居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターへ連絡をして、給付管理票を連合会へ提出するように依頼します。①の場合は、請求明細書を再請求する必要はありません。②の場合は、請求明細書を再請求する必要があります。

【例 1】平成25年2月審査分で「保留」となり、給付管理票が提出されなかった場合



【例 2】平成25年2月審査分で「保留」となり、平成25年3月審査時に給付管理票が提出された場合



「備考」欄 エラーコード=返戻

## 請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

平成25年2月審査分

平成25年3月1日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	000000001 かご 知ゆ	請	H25.1	13		4,455	C	査定でエラーのあるもの	返戻

内容・査定でエラーのあるもの

原因・請求明細書と居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが提出した給付管理票の内容が不一致で、かつ、特別地域加算、小規模事業所加算、中山間地域等提供加算等を含む請求がある場合にこのエラーとなり、主な原因として以下のことが考えられます。

①請求明細書のサービス種類が給付管理票に入力（記入）されていない場合

②請求明細書を提出した事業所と給付管理票に記載されているサービス事業所番号が異なる場合

対応・請求明細書の請求内容に誤りがなければ（サービス年月やサービスコード等に誤りがなければ確認）居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターに連絡し、給付管理票に実績を入れてもらう必要（このとき給付管理票は「修正」で提出します）があります。請求明細書は返戻となっているので再度請求しなればなりません。

広島県国保連合会ホームページ (http://www.hiroshima-kokuhoren.or.jp) について

広島県国保連合会のホームページに、各種通知書等の見方や様々なエラーへの対応方法及びエラーコード表等を載せた「介護給付費の請求の手引き」を掲載していますので、御活用ください。

広島県国民健康保険団体連合会

職業はあなたが守るあなたの財産 あなたの健康づくりを応援しています。

HOME | お問い合わせ | 個人情報 | リンク集 | よくあるご質問 | サイトマップ | 個人情報保護方針

①ここをクリック

- 広島県国保連合会の紹介
- 被保険者のみなさまへ
- 保険者のみなさまへ
- 医療機関及び保険薬局のみなさまへ
- 事業者・施設のみなさまへ
- 特定健康診査等実施機関のみなさまへ

介護報酬明細書の審査及び支払に使う

広島県国民健康保険団体連合会

職業はあなたが守るあなたの財産 あなたの健康づくりを応援しています。

HOME | お問い合わせ | 個人情報 | リンク集 | よくあるご質問 | サイトマップ | 個人情報保護方針

>> トップ >> 事業者・施設のみなさまへ

- 広島県国保連合会の紹介
- 被保険者のみなさまへ
- 保険者のみなさまへ
- 医療機関及び保険薬局のみなさまへ
- 事業者・施設のみなさまへ
- 介護サービスの活用・相談
- コピーの申請ライフ

事業者・施設のみなさまへ

介護保険サービス事業所のみなさまへ

②ここをクリック

広島県国民健康保険団体連合会

職業はあなたが守るあなたの財産 あなたの健康づくりを応援しています。

HOME | お問い合わせ | 個人情報 | リンク集 | よくあるご質問 | サイトマップ | 個人情報保護方針

>> トップ >> 事業者・施設のみなさまへ >> 介護保険サービス事業所のみなさまへ

- 広島県国保連合会の紹介
- 被保険者のみなさまへ
- 保険者のみなさまへ
- 医療機関及び保険薬局のみなさまへ
- 事業者・施設のみなさまへ

介護サービスの活用・相談

コピーの申請ライフ

レセプト等の交付日程

介護保険サービス事業所のみなさまへ

- 審査支払業務の概要
- 回月過誤(取下げ)・再請求の留意事項
- 介護報酬請求に係る留意事項
- 介護給付費請求に係る各種様式
- 介護給付費の請求及び受領に関する届[PDF 26KB]
- FAX出カシステム利用のご案内
- 介護給付費請求の手引き[PDF 4,093KB]

チェック!

広島県ホームページ内「介護保険について」においても、介護保険に関する情報が公開されていますので、ご参照ください。

③ここをクリック